

技術士試験の改正に伴う労働安全コンサルタント試験の一部免除者の変更について (労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案の概要)

資料1-2

1 労働安全コンサルタント等について

- 労働安全衛生法第81条の規定により、**業として事業場の安全または衛生についての診断及び指導を行う者**。
- 「労働安全」と「労働衛生」の2種類があり、各々、厚生労働大臣が行う**労働安全コンサルタント試験**、**労働衛生コンサルタント試験**に合格しなければならない。
- 労働安全コンサルタント試験は、5つの**試験区分**（機械、電気、化学、土木、建築）ごとに、**筆記試験**（各々3科目）及び口述試験によって行われる。
- 技術士法に基づく**技術士試験合格者に対しては、筆記試験の一部免除**がある。

- ①技術士試験の農業部門合格者（第2次試験で「**農芸化学**」を選択した者）
→コンサルタント試験の試験区分**化学**を受験する者に対し、筆記試験科目「**化学安全**」を免除。
- ②技術士試験の農業部門合格者（第2次試験で「**農業土木**」を選択した者）
→コンサルタント試験の試験区分**土木**を受験する者に対し、筆記試験科目「**土木安全**」を免除。
- ③技術士試験の経営工学部門合格者（第2次試験で「**生産マネジメント**」を選択した者）
→コンサルタント試験を受験する者（**全区分**）に対し、筆記試験科目「**産業安全一般**」を免除。

2 今回の改正について

今改正により、改正後の試験内容（範囲）は、改正前の試験内容を包含する。

技術士法施行規則の改正（平成31年4月1日施行）

農業部門の「**農芸化学**」は、「農業及び蚕糸」と統合

→ 「**農業・食品**」

農業部門の「**農業土木**」は、「農村環境」の一部と統合

→ 「**農業農村工学**」

経営工学部門の

「**生産マネジメント**」は、「ロジスティクス」、「数理・情報」の一部と統合 → 「**生産・物流マネジメント**」

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第4条第1項の改正

「農芸化学」

→

「**農業・食品**」

「農業土木」

→

「**農業農村工学**」

「生産マネジメント」

→

「**生産・物流マネジメント**」

各々、免除対象を変更

3 施行期日等

【公布日】 令和元年12月上旬予定
 【施行期日】 令和元年12月上旬予定

【参考】技術士試験等と労働安全コンサルタント試験の免除の関係

労働安全コンサルタント試験区分	筆記試験科目		主な免除対象者 ※技術士は二次試験合格者、その他は当該資格者
各試験区分 共通	1	<u>産業安全一般</u>	○技術士(経営工学部門((新)生産・物流マネジメント科目 ←平成31年度から科目改正 (旧)生産マネジメント科目 選択者))
	2	産業安全関係法令	
機械	3	機械安全	○技術士(機械部門(科目不問)、船舶・海洋部門(科目不問)、航空・宇宙部門(科目不問)、金属部門(科目不問))
電気		電気安全	○技術士(電気電子部門(科目不問)) ○第一種電気主任技術者
化学		<u>化学安全</u>	○技術士(化学部門(科目不問)、農業部門((新)農業・食品科目 ←平成31年度から科目改正 (旧)農芸化学科目 選択者))
土木		<u>土木安全</u>	○技術士(資源工学部門(科目不問)、建設部門(科目不問)、農業部門((新)農業農村工学科目 ←平成31年度から科目改正 (旧)農業土木科目 選択者)、森林部門(森林土木科目選択者)) ○一級土木施工管理技士
建築		建築安全	○一級建築施工管理技士

※技術士試験における上記のいずれの新科目も、旧科目の内容を包含する